

# 令和4年度「自ら評価」案件候補の外部募集 (ホームページによる公募) について

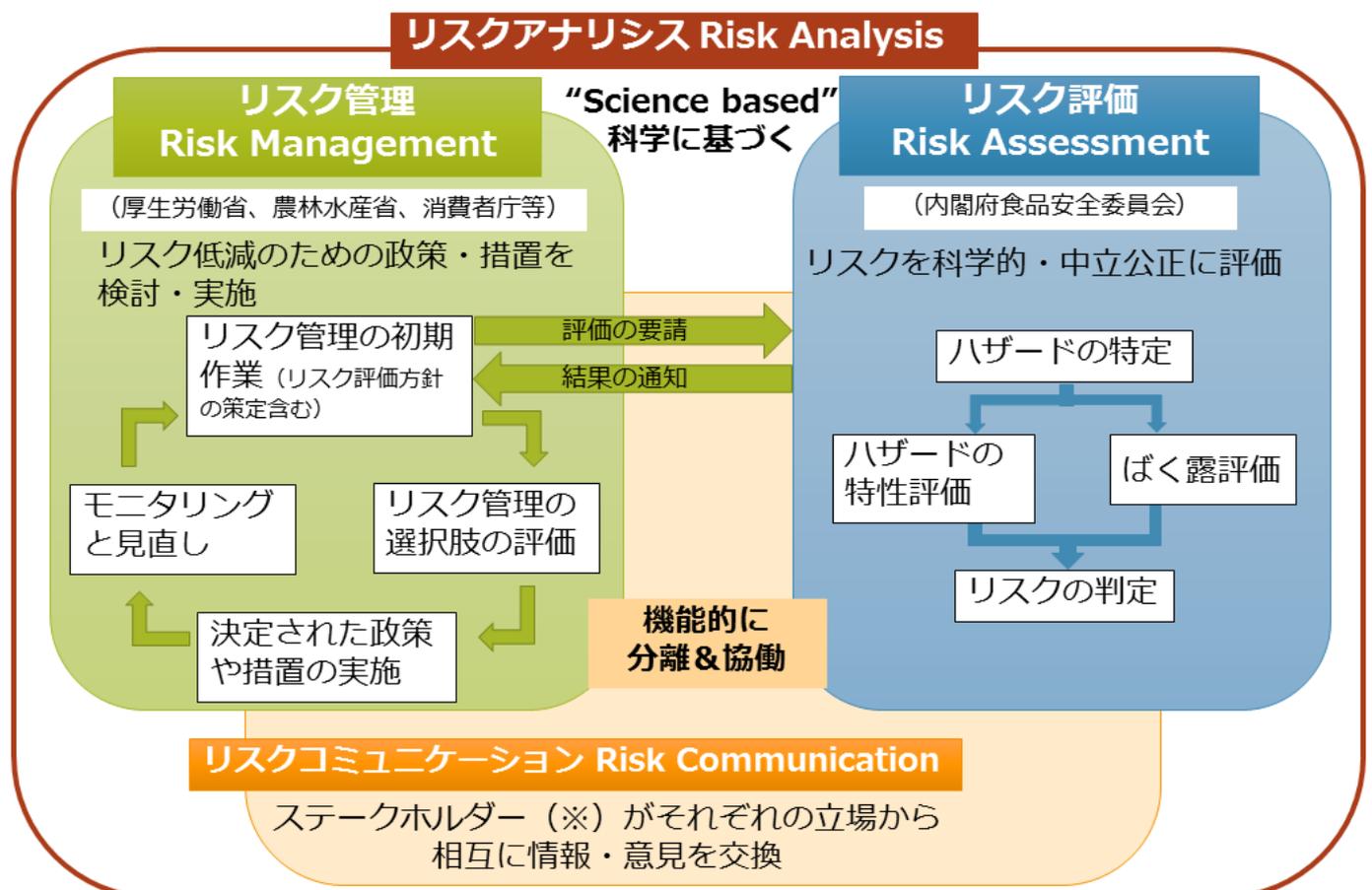
令和4年7月1日  
内閣府食品安全委員会事務局

## 提案募集

食品安全委員会が自ら行う食品の安全性に関する食品健康影響評価の  
案件候補を募集します

### 1. 「自ら評価」について

食品安全行政は、食品中に含まれるハザードを摂取することによってヒトの健康に悪影響が及ぼす恐れがある場合に、その発生を防止し、又はそのリスクを低減するための考え方である「リスク分析」の考え方のもと行われている。リスク分析は、「リスク管理」、「リスク評価」及び「リスクコミュニケーション」の3つの要素からなります。



(WORKING PRINCIPLES FOR RISK ANALYSIS FOR FOOD SAFETY FOR APPLICATION BY GOVERNMENTS CAC/GL 62-2007等を基に作成)

## ○リスク評価

食品安全分野におけるリスク評価とは、食品に含まれるハザードの摂取（ばく露）によるヒトの健康に対するリスクを、ハザードの特性等を考慮しつつ、付随する不確実性を踏まえて、科学的に評価することを指す。

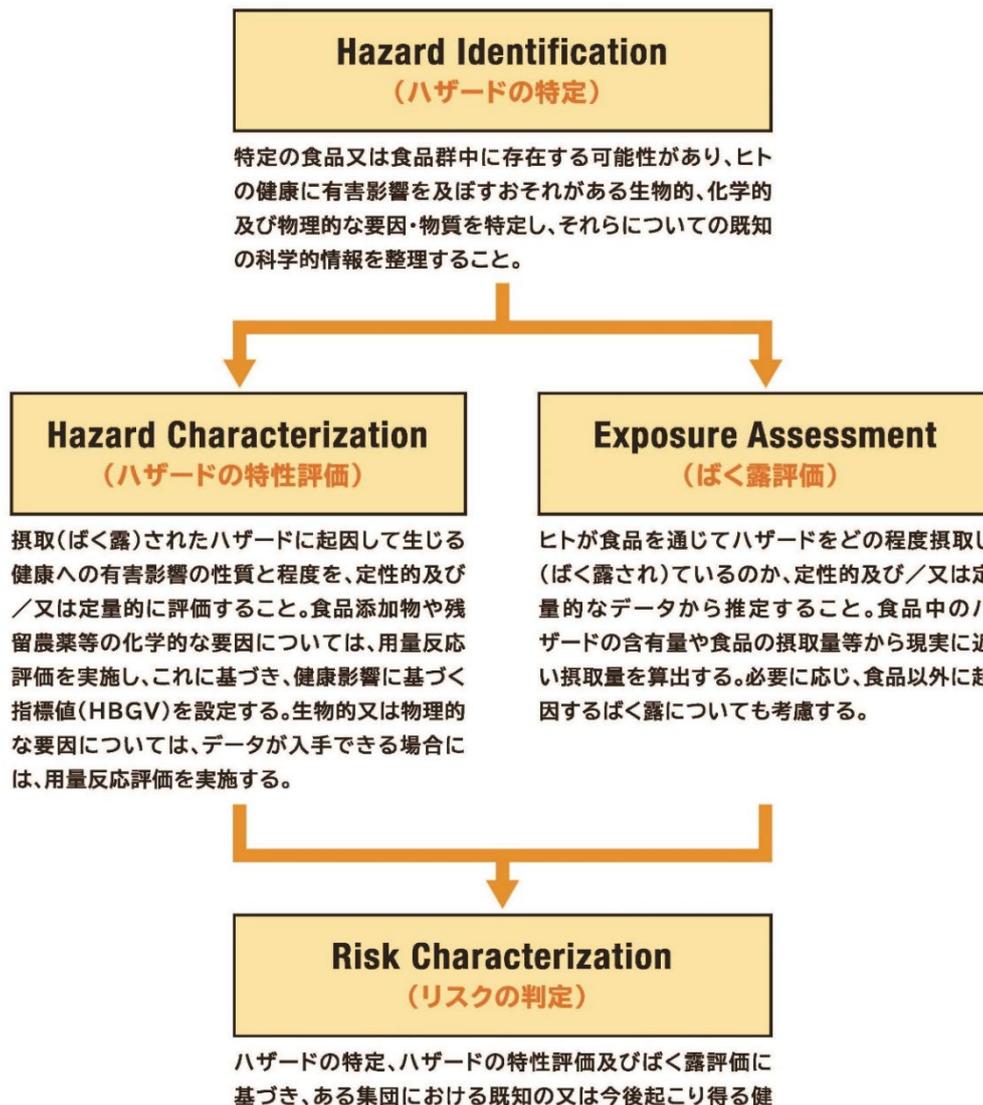
我が国の食品安全基本法では「食品健康影響評価」として規定されており、食品の安全性の確保に関する施策の策定に当たっては、施策ごとに、食品健康影響評価を行わなければならないとされている。

政府が適用する食品安全に関するリスクアナリシスの作業原則（※）によれば、リスク評価は、

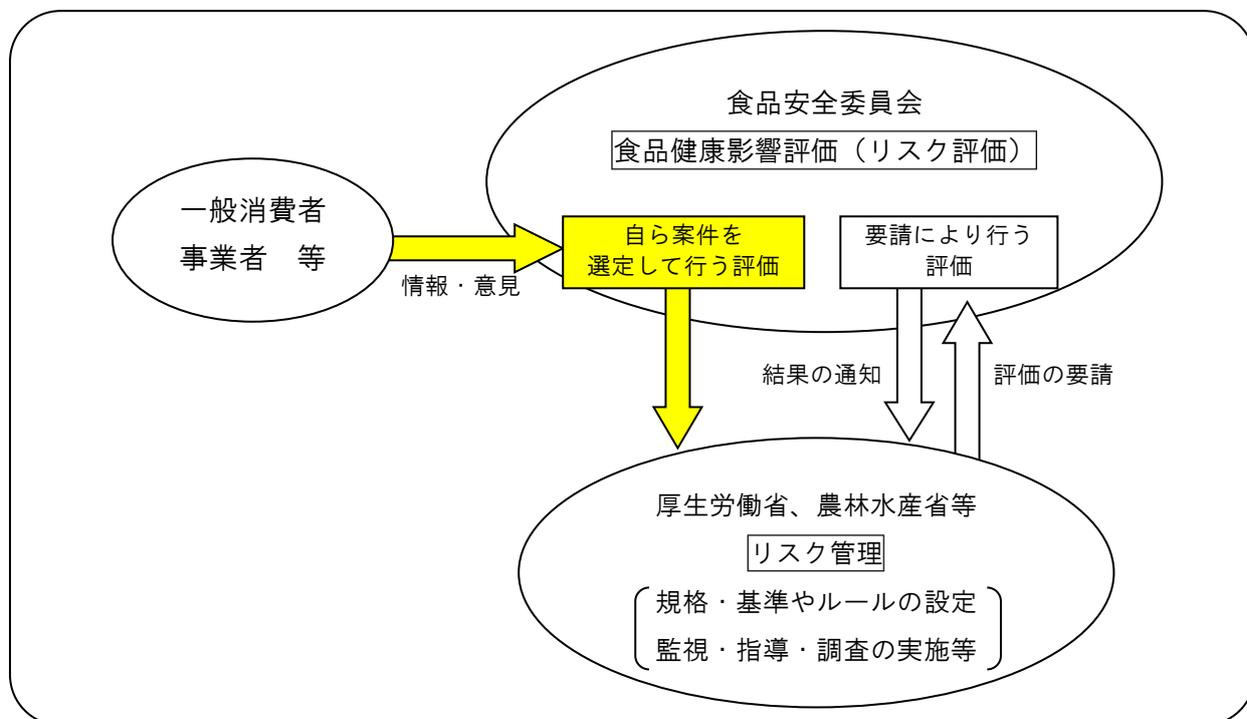
- 1) ハザードの特定 (Hazard identification)、
- 2) ハザードの特性評価 (Hazard characterization)、
- 3) ばく露評価 (Exposure assessment)、
- 4) リスクの判定 (Risk characterization)

の4つの段階を含むべきであるとされている。食品の摂取等の状況は国によって異なるため、自国の現状を考慮し、現実的なばく露状況に基づきリスク評価を行う。

※ 政府が適用する食品安全に関するリスクアナリシスの作業原則 (Working Principles for Risk Analysis for Food Safety for Application by Governments)



食品安全委員会では、リスク分析の考え方に基づき厚生労働省、農林水産省等の「リスク管理機関」からの要請を受けて行うリスク評価に加え、リスク管理機関からの要請がない場合でも、国民からの意見等に基づき、自らの判断により、リスク評価（食品健康影響評価）を行う「自ら評価」を実施しております。



## 2. 「自ら評価」の案件候補の選定基準

リスク評価に当たっては、①ハザードの特定、②ハザードの特性評価、③ばく露評価、④リスクの判定の4つの段階のそれぞれについてのデータが必要であります。

このことから、「自ら評価」の実施に当たっては、対象となる案件に関する科学的知見の充足が不可欠であり、企画等専門調査会における「自ら評価」案件の選定については、「企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方」（参考資料1）が定められているところ、国民の評価ニーズを踏まえて実施すること、科学的知見の充足していることに配慮し、案件候補の選定基準に該当するものを対象とすることとされております。

○企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方（平成16年6月17日食品安全委員会決定）

企画等専門調査会は、以下に掲げる選定基準に該当するものの中から、①国民の健康への影響の程度に照らして食品健康影響評価の実施の優先度が高いと考えられるものを食品健康影響評価対象候補（以下「案件候補」という。）として選定し、食品安全委員会に報告する。

当該選定に当たっては、②国民の評価ニーズ、③科学的知見の充足状況にも配慮するものとする。

#### 案件候補の選定基準

##### ④次に掲げる要件のいずれかに該当するもの

- (1) 健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。
- (2) 健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後、その発生のおそれがあり、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。

なお、以下に例示するものについては、食品安全委員会の食品のリスク評価の趣旨を踏まえると、「自ら評価」の対象ではないと考えられます。

##### ・⑤現在評価中又は評価済みのもの

例：農薬（殺菌剤等）の腸内細菌への影響、グリホサート等

##### ・⑥リスク管理の問題であるもの（表示、監視・指導等の制度や、摂取態様・使用方法に関するもの）

例：ナトリウムの過剰摂取、小麦粉の生食の安全性等

##### ・⑦その他（食品の問題ではないもの等）

例：アスベスト

前年度の「自ら評価」候補案件の審議結果の概要と自ら評価に選定されなかった理由を次の表のとおり整理しました。

## 令和3年度 食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価の 案件候補の選定結果

第34回企画等専門調査会における議論の結果を踏まえ、自ら評価に応募のあった案件について、以下の結果となった。

選定されなかった理由  候補案件	①「国民の健康への影響に照らして食品健康影響評価の実施の優先度が高い」に該当しない	②「国民の評価ニーズ」が高いとは認められない	③「科学的知見の充足状況」が十分でない	④「健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高い」又は「健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後、その発生のおそれがあるため、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が高い」のいずれの要件にも当てはまらない	⑤現在評価中又は評価済みである	⑥リスク管理の問題であるもの（表示、監視・指導等の制度や、摂取態様・使用方法に関するもの）	⑦その他（食品の問題ではない等）	
食品中アセトアミドの国内でのばく露評価と動物での発がん性のヒトへの外挿性評価			✓					ばく露評価、毒性評価に必要な情報が不十分であり、引き続き、情報収集に努める
マイクロプラスチック			✓	✓				食品による健康被害についての科学的根拠が明らかになった場合に検討する
食品用器具・包装材料						✓		ポジティブリストの完成後、評価要請が順次なされてくる見込み
CBD（カンナビジオール）							✓	厚生労働省による「大麻等の薬物対策のあり方検討会」の審議結果を踏まえた検討が必要があり、引き続き、情報収集に努める
自身での研究機関の設立、または第三者への委託							✓	食品健康影響評価の提案ではない

※ 上記結果は、判断を行った時点での科学的知見に基づくものであり、将来的に「自ら評価」の対象となる可能性を否定するものではない。

※ 令和3年度「自ら評価」案件候補についての詳細は、[第34回企画等専門調査会の資料3及び議事録](#)を参照。

なお、食品安全委員会は試験機関を有さず、自ら試験を行い、データを作成することができません。上記のとおり、「自ら評価」案件候補の選定は現時点で入手できる科学的知見によりリスク評価を行う対象となる案件を選定することを目的として審議を行っているところ、研究や調査等により科学的知見を集積する対象を選定すること自体を目的とするものではない点に御留意ください。

また、食品安全委員会においては、「ファクトシート」や「Q & A」、「食品安全関係情報」を作成・公表しており、科学的知見の不足等によりリスク評価ができないハザードに関する情報の整理（ファクトシート）や、リスク管理の問題を含む国民の関心の高いハザード等に関する分かりやすい情報提供（Q & A）、海外の食品の安全に関する最新の情報の収集・整理・提供（食品安全関係情報）を実施しております。このように、リスク評価の対象でない食品安全上の問題についても、国民の関心が高いものについては、これらを随時更新し、情報発信しているところであります。

※これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況については、別添の参考資料2を御覧ください。

### 3. 案件候補の提案方法【詳細は別添をご確認ください】

電子メール、ファクシミリ又は郵送のいずれかの方法で提案してください。郵送及びファクシミリは、以下の必要事項を記入の上、提出してください。電子メールは入力フォームに従い必要事項を入力してください。電話による提案は受け付けておりません。

詳しい提案方法については、別添の提案要領をご確認ください。

(1) 記入事項：

案件候補名（ハザード名）、案件候補とする理由、案件候補とする情報等、氏名（法人の場合は法人名・部署名等） 等

(2) 宛先：

内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課内  
「『自ら評価』の案件候補の募集」募集担当 宛

(3) 締め切り：

令和4年7月31日（日）

○別添資料：

・ 提案要領

○参考資料：

1. 企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う食品健康影響評価対象候補の選定の考え方
2. これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況について
3. 令和4年度における「自ら評価」案件の選定プロセス
4. 「自ら評価」関連法令

お問合せ先  
内閣府食品安全委員会事務局  
情報・勧告広報課 岩田・井出  
TEL：03-6234-1124, 1125

## 「令和4年度「自ら評価」案件候補の外部募集 (ホームページによる公募) について」の提案要領

### 提案方法

電子メールフォーム、ファクシミリ又は郵送のいずれかの方法で下記の事項を記入の上、提出してください。

ご提案の内容を確認し的確な審議を行うため、電話によるご提案は受け付けておりませんのでご了承ください。

#### 【記入事項】

1. 案件候補名（ハザード名）（※必須）
2. 案件候補とする理由（※必須）
3. 案件候補とする情報等（※必須）
  - ・ 科学論文や書籍など、提案する案件の健康影響に関する科学的な根拠を示していると考えられる情報を記入ください（論文の場合には、タイトル、著者、雑誌名及び号数等）。
  - ・ インターネット上に掲載されている口コミや噂など、科学的な根拠が定かではない情報等については、十分な審議を行えないため、審議の対象とならない場合があります。
4. 氏名（法人の場合は法人名・部署名）（※必須）
5. 職業（個人の場合のみ）
6. 連絡先（電話番号、電子メールアドレス等）（※必須）

※上記の記載がないご提案については十分な審議を行えないため、審議の対象とならない場合もありますので予めご了承ください。

※ご提案の参考として、別添の参考資料にこれまでの「自ら評価」に関する審議の結果を記載しています。

#### 【宛先】

内閣府食品安全委員会事務局情報・勧告広報課内  
「『自ら評価』の案件候補の募集」募集担当 宛

- 電子メールの場合：食品安全委員会ホームページの下記 URL から送信可能です。  
<https://form.cao.go.jp/shokuhin/opinion-1352.html>
- ファクシミリの場合：03-3584-7392
- 郵送の場合：〒107-6122 東京都港区赤坂 5-2-20 赤坂パークビル 22 階

なお、ファクシミリでお送りいただく場合には、表題を「『自ら評価』の案件候補の募集」としていただきますよう、また、郵送の場合は、封筒表面に同様の朱書きをしていただきますよう、お願いいたします。

**【締め切り】**

令和4年7月31日（日）

**【提出上の注意】**

- 提出していただく情報は、日本語によるものに限らせていただきます。
- 個人は、氏名・住所・職業・電話番号を、法人は法人名・所在地・電話番号を記載してください。なお、これらは、必要に応じ当方からお問合せをさせていただく場合や意見・情報がどのような背景からのものかを確認させていただく場合のためにお尋ねしております。
- 提出していただく情報につきまして個別に回答いたしかねますことを御了承願います。
- 電子メールにより提出いただく場合、文字化けを防ぐため、半角カタカナ、丸数字、特殊文字は使用しないでください。

お問合せ先 内閣府食品安全委員会事務局 情報・勧告広報課 岩田・井出 TEL: 03-6234-1124, 1125
---

1 企画等専門調査会における食品安全委員会が自ら行う  
2 食品健康影響評価対象候補の選定の考え方  
3 (平成16年6月17日食品安全委員会決定)  
4

5 最終改正：平成25年7月8日  
6

7  
8 企画等専門調査会は、以下に掲げる選定基準に該当するものの中から、国民の  
9 健康への影響の程度に照らして食品健康影響評価の実施の優先度が高いと考え  
10 られるものを食品健康影響評価対象候補（以下「案件候補」という。）として選  
11 定し、食品安全委員会に報告する。

12 当該選定に当たっては、国民の評価ニーズ、科学的知見の充足状況にも配慮す  
13 るものとする。  
14

15  
16 案件候補の選定基準  
17

18  
19 次に掲げる要件のいずれかに該当するもの  
20

21 (1) 健康被害の発生が確認されており、これに適切に対応するためには、食品  
22 健康影響評価の実施の必要性が高いと判断されること。  
23

24  
25 (2) 健康被害の発生が明確に確認されていないが、今後、その発生のおそれが  
26 あり、これに適切に対応するためには、食品健康影響評価の実施の必要性が  
27 高いと判断されること。  
28

29  
30

これまでに選定された「自ら評価」案件の実施状況について

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
平成 (15年度) (※2)	「日本における牛海綿状脳症（BSE）対策－中間とりまとめ－」 【評価終了】	平成16年9月に中間とりまとめを行い、その結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。	<p>【厚生労働省】</p> <p>当該中間とりまとめを受けて意見交換会を開催するとともに、平成16年10月に、我が国における牛海綿状脳症（BSE）対策の見直しについて食品安全委員会に諮問。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>当該中間とりまとめを受けて、飼料規制の実効性確保を強化するための措置を講ずることについて食品安全委員会に諮問。</p>
16年度	「食中毒原因微生物」に関する食品健康影響評価 【評価終了】	<p>食中毒原因微生物9案件のうち、「鶏肉中のカンピロバクター・ジェジュニ/コリ」については、平成21年6月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。</p> <p>残りの8案件のうち、3件（「牛肉を主とする食肉中の腸管出血性大腸菌」、「鶏卵中のサルモネラ・エンテリティディス」及び「食品中のノロウイルス」）については平成22年4月に、5件（「非加熱喫食調理済み食品（RTE食品）におけるリステリア・モノサイトゲネス」、「生鮮魚介類における腸炎ビブリオ」、「鶏肉におけるサルモネラ属菌」、「二枚貝におけるA型肝炎ウイルス」及び「豚肉におけるE型肝炎ウイルス」）については平成24年1月にリスクプロファイルを取りまとめ、消費者庁、厚生労働省及び農林水産省に情報提供した。これらの8案件については、「自ら評価」案件の取扱いについて（平成24年2月16日食品安全委員会決定）に従い、平成24年6月に「自ら評価」としての食品健康影響評価を終了した。</p>	<p>【厚生労働省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働科学研究「と畜・食鳥検査における疾病診断の標準化とカンピロバクター等の制御に関する研究」（平成24年度から3年）において、評価書で提案された諸対策を検討し、リスク管理手法としての有効性を検証。</li> <li>厚生労働科学研究「食鳥肉におけるカンピロバクター汚染のリスク管理に関する研究」（平成27年度から3年計画）では、具体的なリスク管理手法の探索と構築を目的として研究を実施。</li> </ul>

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
			<ul style="list-style-type: none"> <li>・ 消費者への生食・加熱不十分に関する注意喚起、地方自治体を通じた飲食店等の監視指導、食品衛生分科会乳肉水産食品部会 食肉等の生食に関する調査会 における生食に関する検討（平成26年8月の乳肉水産食品部会に報告。）等を実施。</li> </ul> <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 平成23年8月に作成した生産者、指導者向けの衛生管理ハンドブックについて、新たな知見を追加した改訂版を公表。</li> <li>・ 汚染実態調査を継続的に実施するとともに、低減対策効果を検証するための調査を実施。</li> </ul>
17年度 （委員会 決定は19 年度）	「我が国に輸入される牛肉及び牛内臓」に係る食品健康影響評価	外交ルートを通じ、評価対象国15か国に対し質問書による照会を行い、回答を得た13か国（オーストラリア、ニュージーランド、メキシコ、バヌアツ、チリ、パナマ、ブラジル、コスタリカ、ハンガリー、ニカラグア、ノルウェー、アルゼンチン及びホンジュラス）については、平成24年5月までに評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した（中国及び韓国については、現時点で回答が得られていない。）。	<p>【厚生労働省】</p> <p>評価対象となった国から輸入される牛肉及び牛内臓については、当該評価結果において「BSEプリオンに汚染されている可能性は無視できると考えられる」と評価されていることから、これらの国からの牛肉等については、従来リスク管理措置を継続。</p> <p>【農林水産省】</p> <p>評価対象となったいずれの国についても、当該国から我が国に輸入される牛</p>

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
			肉等が BSE プリオンに汚染されている可能性は無視できると評価されていることから、リスク管理措置を見直す必要はないものと判断。
18年度	—	選定されていない。	
19年度	「食品及び器具・容器包装中の鉛」に関する食品健康影響評価【評価終了】	平成 20 年 5 月に化学物質・汚染物質専門調査会に設置された鉛ワーキンググループ及び平成 31 年 4 月に設置された鉛ワーキンググループにおいて、食品安全確保総合調査等で収集した科学的知見を活用し、調査審議を行った。令和 3 年 6 月に評価を終了し、その評価結果を消費者庁、厚生労働省、農林水産省、環境省及び 経済産業省に通知した。	—
20年度	「デオキシニバレノール及びニバレノール」に関する食品健康影響評価【評価終了】	デオキシニバレノールとニバレノールを併せて、平成 22 年 11 月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。	<p>○デオキシニバレノール</p> <p>【厚生労働省】</p> <p>評価結果を受けて、食品中の規格基準の設定の必要性について薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、小麦に対して 1.0 mg/kg 以下の基準値を設定することについて了承。平成 30 年 2 月、食品中の規格基準を設定することについて食品安全委員会に諮問。令和元年 12 月、食品安全委員会において評価結果をとりまとめ、通知。今後、薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議が行われる予定。</p> <p>【農林水産省】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価結果の通知前から、小麦・大麦</li> </ul>

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
			<p>における含有実態調査、低減指針の推進等を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価結果の通知後も、引き続き低減指針の普及、他の農産物も含めた含有実態調査等を実施。</li> </ul> <p>○ニバレノール</p> <p><b>【厚生労働省】</b>            評価結果を受けて、食品中の規格基準の設定の必要性について薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、現段階で基準値の設定の必要はないとの結論を了承。</p> <p><b>【農林水産省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価結果の通知前から、小麦・大麦における含有実態調査、低減指針の推進等を実施。</li> <li>評価結果の通知後も、引き続き低減指針の普及、他の農産物も含めた含有実態調査等を実施。</li> </ul>
〃	「オクラトキシンA」に関する食品健康影響評価【評価終了】	平成26年1月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。	<p><b>【厚生労働省】</b>            平成26年10月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において、小麦、大麦及びライ麦については、コーデックスに準じて基準値を設定することとされた。その後、平成28年11月の同部会で、オクラトキシンAは偏在</p>

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
			<p>性が指摘されており、より正確に汚染実態を把握する観点からデータ収集を行う旨の報告が行われ、汚染実態調査等を実施中。</p> <p><b>【農林水産省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価結果の通知前から、米・小麦における含有実態調査、カビ汚染防止のためのガイドラインの推進を実施。</li> <li>評価結果の通知後も、低減対策の推進と他の農産物も含めた含有実態調査を実施。</li> </ul>
<p>〃</p>	<p>「食品中のヒ素（有機ヒ素、無機ヒ素）」に関する食品健康影響評価 <b>【評価終了】</b></p>	<p>平成 25 年 12 月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。</p>	<p><b>【厚生労働省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>厚生労働省ホームページにおいて、「ヒジキ中のヒ素に関するQ&amp;A」を公開。</li> <li>輸入農産物中の汚染実態の把握（平成 25 年度～26 年度）、厚生労働科学研究「鉛及びヒ素などの食品汚染物質の実態調査ならびにその健康影響に関する研究」（平成 25 年度～27 年度）等を実施。</li> </ul> <p><b>【農林水産省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>評価結果の通知前から、汚染実態調査、低減技術の開発を実施。</li> <li>評価結果の通知後も、国内の水田土壌及びそこで生産された米に含まれ</li> </ul>

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
			<p>るヒ素の含有実態調査、ヒジキの製造・加工事業者等に対する低減策の指導を実施。</p>
21 年度	<p>「食品に含まれるトランス脂肪酸」に係る食品健康影響評価【評価終了】</p>	<p>平成 24 年 3 月に評価を終了し、その評価結果を消費者庁、厚生労働省及び農林水産省に通知した。</p>	<p><b>【消費者庁】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価結果の通知前（平成 23 年 2 月）に、事業者が情報開示を行う際の指針を発出。</li> <li>・ トランス脂肪酸の規制方針等が厚生労働省等で定められた場合、必要な検討を行う。</li> </ul> <p><b>【厚生労働省】</b></p> <p>トランス脂肪酸の摂取については、平成 26 年 3 月にとりまとめられた「日本人の食事摂取基準（2015 年版）」策定検討会報告書においては、健康の保持増進の観点では、摂取基準値は設定していない。</p> <p><b>【農林水産省】</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・ 評価結果の通知前から、関連情報収集、摂取量調査等を実施し、ホームページを通じて情報提供。</li> <li>・ 評価結果の通知後、国際的動向等についてホームページを更新。</li> <li>・ 食品事業者、消費者等を対象としたセミナー等を実施。</li> </ul>

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
〃	「アルミニウム」に関する食品健康影響評価【評価終了】	平成 29 年 12 月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省に通知した。	<p>食品安全委員会で「自ら評価」に選定後、平成 29 年 3 月に厚生労働大臣から、硫酸アルミニウムアンモニウム及び硫酸アルミニウムカリウムについて評価要請を受け、平成 29 年 12 月に評価結果を取りまとめ、通知。</p> <p>厚生労働省において、平成 30 年 3 月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会添加物部会での審議を経て、平成 30 年 11 月 30 日に食品、添加物等の規格基準（昭和 34 年厚生省告示 370 号）が一部改正され、硫酸アルミニウムアンモニウムと、硫酸アルミニウムカリウムの使用量について、それぞれ、アルミニウムとして、菓子、生菓子及びパンにあってはその 1 kg につき 0.1g 以下でなければならない旨の基準を追加。</p>
22 年度	「加熱時に生じるアクリルアミド」に関する食品健康影響評価【評価終了】	平成 28 年 4 月に評価を終了し、その評価結果を消費者庁、厚生労働省、農林水産省及び環境省に通知した。	<p><b>【厚生労働省】</b> 厚生労働省ホームページ中「加工食品中アクリルアミドに関する Q&amp;A」を改正するなど、加工食品中のアクリルアミド摂取量の低減に向けた普及啓発を実施。</p> <p><b>【農林水産省】</b> ・ 事業者に対して、加工食品中のアクリルアミド濃度低減に向けた対策</p>

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
			<p>（「食品中のアクリルアミドを低減するための指針」）の普及を行うとともに、指針の普及による低減効果を検証するため、加工食品中のアクリルアミドの含有実態を継続的に調査。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>消費者に対して、家庭調理食品に由来するアクリルアミド摂取量の低減に向けた対策（「安全で健やかな食生活を送るために～アクリルアミドを減らすために家庭でできること」）の普及啓発を実施。</li> </ul>
23年度	—	選定されていない。	
24年度	「クドア（クドア属粘液胞子虫）」に関する食品健康影響評価【評価終了】	平成27年11月に「ヒラメの <i>Kudoa septempunctata</i> 」について評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。	<p><b>【厚生労働省】</b> クドアによる食中毒を防止する観点から、以下の取組を実施。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>輸入のヒラメについて、過去に食中毒の原因となった養殖業者や輸入時検査で違反となった養殖業者については輸入の都度の検査を実施し、その他の養殖ヒラメについてはモニタリング検査を実施。</li> <li>国産天然のヒラメについて、地方自治体と連携しながらクドアによる食中毒防止策等について普及啓発を実施。</li> </ul> <p><b>【農林水産省】</b> クドアによる食中毒を防止する観点</p>

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
			から、ヒラメの養殖場等における食中毒防止対策について平成 28 年 6 月 23 日付けで都道府県に対して通知を发出。
25 年度	—	選定されていない。	
26 年度	「フモニシン」に関する食品健康影響評価 【評価終了】	平成 27 年度に食品安全確保総合調査を活用し、文献等の収集・翻訳・分析・整理及び汚染実態データが乏しい食品等について補完的な汚染実態調査を実施した。 平成 29 年 9 月に評価を終了し、その評価結果を厚生労働省及び農林水産省に通知した。	【厚生労働省】 平成 30 年 2 月の薬事・食品衛生審議会食品衛生分科会食品規格部会において審議し、汚染実態調査の結果等を踏まえ食品について基準値を設けないことで了承。  【農林水産省】 平成 30 年 8 月の農業資材審議会飼料分科会飼料安全性部会にて審議し、平成 30 年 9 月 18 日の同分科会にて、飼料中の基準設定を進めることについて報告。
27 年度	「アレルギー物質を含む食品」に関する食品健康影響評価 【評価終了】	平成 29 年 10 月に設置されたアレルゲンを含む食品に関するワーキンググループにおいて、食品安全確保総合調査等で収集した科学的知見を活用し、調査審議を行った。アレルギー 物質を含む食品のうち最も科学的知見が多いと考えられた 卵 を対象として、令和 3 年 6 月に評価を終了し、その 評価結果を 消費者 庁 及び 厚生労働省に通知した。 なお、入手した科学的知見を整理・分析したところ、現段階では科学的な評価を行うために十分な科学的知見が整った状況ではないことが明らかとなったため、当面、卵以外のアレルゲンを含む食品について食品健康影響評価を行うことが困難であると 判断された。したがって、「「自ら評価」案件の取扱いについて」（平成 24 年 2 月 16 日食品安全委員会決定）に基づき、平成 27 年度の「自ら評価」案件として採択されたアレルギー物質を含む食品については、これまでに収集した卵以外	—

選定年度	選定案件名	状 況	主な措置（※1）
		のアレルゲンを含む食品に関する情報をとりまとめて公表し、これをもって「自ら評価」としての食品健康影響評価を終了することとした。	
28年度	—	選定されていない。	—
29年度	—	選定されていない。	—
30年度	—	選定されていない。	—
令和 元年度	—	選定されていない。	—
2年度	—	選定されていない。	—
3年度	—	選定されていない。	—

※1 「主な措置」については、食品安全委員会が例年実施している「食品健康影響評価の結果に基づく施策の実施状況の調査」の結果（平成30年9月30日までの措置状況）を基に記載。

※2 企画等専門調査会による「自ら評価」の選定プロセスによらず、委員会自らの判断によりプリオン専門調査会において審議を進めたもの。

令和4年度における「自ら評価」案件の選定プロセス

月	事 項
令和4年6月	○ 企画等専門調査会における審議 ・「自ら評価」案件選定の進め方について
7月	○ ホームページ等による一般からの意見募集の実施
8月～10月	○ 事務局による「自ら評価」の案件候補の整理
11月	○ 企画等専門調査会における審議（第1回絞込み） ・前年度までの「自ら評価」のフォローアップ ・「自ら評価」の案件候補について議論
令和5年1月	○ 企画等専門調査会における審議（第2回絞込み） ・「自ら評価」の案件候補の決定
2月	○ 食品安全委員会における審議 ・「自ら評価」の案件候補について議論 ・その他の案件の取扱い（情報提供など）を決定 ○ 意見・情報の募集
3月	○ 食品安全委員会における審議 ・意見・情報の募集の結果を踏まえ、「自ら評価」案件を決定

「自ら評価」関係法令

○食品安全基本法（平成十五年法律第四十八号）抜粋  
（所掌事務）

第二十三条 委員会は、次に掲げる事務をつかさどる。

一（略）

二 次条の規定により、又は自ら食品健康影響評価を行うこと。

三～八（略）

2～4（略）

（委員会の意見の聴取）

第二十四条 関係各大臣は、次に掲げる場合には、委員会の意見を聴かなければならない。

ただし、委員会が第十一条第一項第一号に該当すると認める場合又は関係各大臣が同項第三号に該当すると認める場合は、この限りでない。

一 食品衛生法第六条第二号ただし書（同法第六十二条第二項において準用する場合を含む。）に規定する人の健康を損なうおそれがない場合を定めようとするとき、同法第七条第一項から第三項までの規定による販売の禁止をしようとし、若しくは同条第四項の規定による禁止の全部若しくは一部の解除をしようとするとき、同法第八条第一項の規定により同項に規定する指定成分等を指定しようとするとき、同法第十条第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき、同法第十二条に規定する人の健康を損なうおそれのない場合を定めようとするとき、同法第十三条第一項（同法第六十二条第二項において準用する場合を含む。）の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、同法第十三条第三項に規定する人の健康を損なうおそれのないことが明らかである物質若しくは人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき、同法第十八条第一項（同法第六十二条第三項において準用する場合を含む。）の規定により基準若しくは規格を定めようとするとき、同法第十八条第三項ただし書に規定する人の健康を損なうおそれのない量を定めようとするとき、同法第五十条第一項の規定により基準を定めようとするとき、又は同法第五十条の二第一項若しくは第五十条の三第一項の厚生労働省令を制定し、若しくは改廃しようとするとき。

二～十四（略）

2・3（略）

○食品安全基本法第21条第1項に規定する基本的事項（平成24年6月29日閣議決定）

第1 食品健康影響評価の実施（法第11条関係）（抜粋）

1 基本的考え方

（6）食品安全委員会は、国の内外における科学的知見及び食品の安全性の確保に関する情報の収集・分析又は国民からの意見等に基づき、人の健康に悪影響が及ぶおそれがあると認められる場合には、自らの判断により食品健康影響評価を行う。

なお、食品安全委員会は、自らの判断により食品健康影響評価を行うべき対象について、定期的に点検する。